

下水道受益者負担金に関するお知らせ

下水道が整備されると、生活環境が良くなり、自然環境の維持保全にも役立ちます。しかし、誰でも利用できる公園や道路と異なり、下水道は下水道が整備された区域の人しか利用できません。そこで、下水道が整備された区域の方々に、下水道の建設費用の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

受益者負担金の額は、所有されている(または権利のある)土地の登記簿の面積に1㎡あたりの単位負担金額530円を乗じて得た額になります。

受益者負担金の納付までの流れや負担金額(負担金の徴収猶予、減免)、納付方法等の詳細につきましては、次の問合せ先でご確認ください。

問合せ先(土木部下水道経営課)

◆電話番号 04-7167-1409

◆ホームページ <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/120910/p004419.html>

水道引き込み時の費用負担について

新しく水道を引く人が増えると、その需要をまかなうために水源施設等の拡張整備をしなければなりません、そのためには多くの建設投資が必要になります。現在水道を引いている人と、これから水道を引く人との負担の公平を図るため、建設投資の一部を、その利用割合に応じて負担していただくのが給水申込納付金です。

新しく水道を引いたり、大きい水道メーターの口径に取り替えるときは、給水申込納付金と工事に伴う費用が必要になります。(※これらの費用は全て自己負担です。)

給水申込納付金や柏市指定給水装置工事事業者等の詳細につきましては、次の問合せ先でご確認ください。

問合せ先(水道部給水課)

◆電話番号 04-7166-3182

◆ホームページ <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/210200/p019675.html>

支障物の撤去について

大室東地区のインフラ整備を進めるにあたり、工事に支障となる道路越境物(庭木、塀、庭石、コンクリート等)を撤去する必要があります。(※撤去に係る費用は全て個人負担です。)

支障物の撤去についてご理解とご協力をお願いします。

問合せ先

本誌の内容について、ご不明な点等がございましたら、お手数をおかけいたしますが、右記の問合せ先までご連絡ください。

今後とも、よろしくお願いたします。

問合せ先

柏市 都市部 北部整備課

担当 : 有泉、田所、山村、大島

TEL : 04-7167-1249 (直通)

所在 : 〒277-0005 千葉県柏市柏 255

E-mail : hokubuseibi@city.kashiwa.chiba.jp

大室東地区 まちづくり情報誌



第5号 平成30年1月発行

日頃から、柏市行政へのご理解とご協力ありがとうございます。

本誌では大室東地区の現状や今後の予定、市からのお知らせ等について、地区内の皆様に情報を提供しています。

第5号となる本号では、平成29年度に行った事業の概要や「大室東地区土地区画整理事業支援補助金交付要綱」の制定、吉祥院北地区での土地区画整理準備組合の設立などについてお知らせいたします。

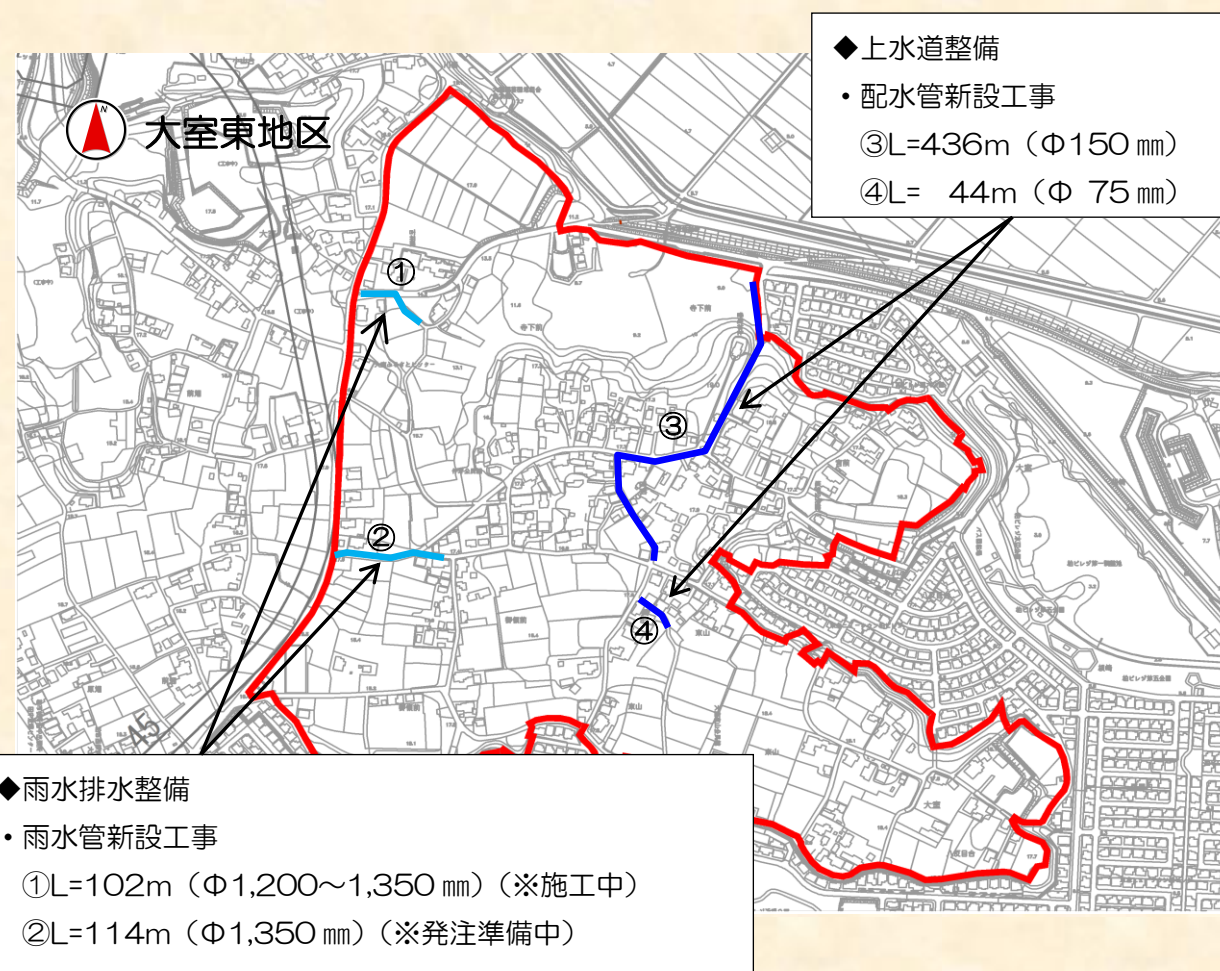
今後も公共施設の整備とあわせ、過年度に行いました意向調査の結果を踏まえた大室東地区の計画的なまちづくりを検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

大室東地区の現状

今年度は、上水道整備や雨水排水整備等を実施しております。

施工箇所や施工内容については、下に示しております図をご参照ください。

今年度の事業概要



大室東地区土地区画整理事業支援補助金交付要綱の制定について

柏市では、大室東地区内で土地区画整理事業を施行する方々に対する支援として、「大室東地区土地区画整理事業支援補助金交付要綱」を平成29年10月1日制定いたしました。

これは、大室東地区内での土地区画整理事業の円滑な推進を図り、無秩序な宅地開発の防止や無道路地等を解消することで、大室東地区が住みやすいまちになることを目的とするものです。

主な条項を抜粋要約し、下記にまとめています。

大室東地区土地区画整理事業支援補助金交付要綱（抜粋要約）

- 支援補助金の交付を受けることができるものは、大室東地区内において個人施行又は組合施行の土地区画整理事業の認可を受けることが見込まれる事業を施行しようとするものとする。
- 支援補助金の対象とする事業は、土地区画整理事業であって、次の各号に掲げる要件に該当する事業とする。
 - ①大室東地区内で施行される事業であること。
 - ②事業を施行することについて、施行地区内の宅地について所有権を有する者及び借地権を有する者のそれぞれ5分の4以上の者の同意があること。
 - ③施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち、②の同意をした者が所有する施行地区内の宅地の面積が、当該施行地区内の宅地の総面積の5分の4以上であること。
 - ④施行地区内の宅地について借地権を有する者のうち、②の同意をした者が有する借地権の目的となっている施行地区内の宅地の面積が、当該施行地区内の借地権の目的となっている宅地の総面積の5分の4以上であること。
- 支援補助金交付の対象とする経費は、対象事業の認可までに要する経費（測量、調査（埋蔵文化財確認調査を含む）、計画、設計等）とする。
- 支援補助金の額は、対象経費から国、県等から交付を受けた補助金等の額を減じて得た額の2分の1以内の額とする。ただし、支援補助金の額は1つの対象事業に対し2,000万円を上限とし、かつ当該年度の予算の額を限度とする。

この補助金交付要綱が、大室東地区内での土地区画整理事業の検討を行う方々の後押しになればと考えているところです。将来を見据えた土地活用をお考えの方、また周辺の方々と一体的な面整備をお考えの皆様におかれましては、ぜひご活用いただきますようお願いいたします。

詳しくは、[柏市都市部北部整備課](#)までお問い合わせください。

個人施行、組合施行による土地区画整理事業とは

道路などが未整備な区域において、地権者自らがその権利に応じて少しずつ土地を提供（減歩）し、この土地を道路などの公共用地に充てるほか、その一部（保留地）を売却して整備工事などの事業資金に充て、区域内の整備・土地の再配置を行う面的・総合的なまちづくり事業です。

上記事業のうち、個人又は数人共同して施行するものは「個人施行」、7人以上が共同で組合を設立して施行するものは「組合施行」と区分されます。

どちらも地権者自らが施行者となって主体的にまちづくりを進める事業です。

吉祥院北地区土地区画整理準備組合の設立について

昨年度より、吉祥院北側エリアの土地活用について勉強会・検討会が重ねられ、組合施行による土地区画整理事業での面整備を検討する方針が定まり、「柏市吉祥院北地区土地区画整理準備組合」が平成29年11月に設立されました。

準備組合では区画整理事業に詳しい民間事業者を選定し、その事業者が主体となって測量や各種調査などを行いながら、今後具体的に検討を進めていく見込みです。（※民間事業者の経験・ノウハウを活用するもので、「業務代行方式」と呼ばれています。）

現在は、地区内で埋蔵文化財の有無を確認するための調査を実施しています。

吉祥院北地区



位置図



航空写真

柏北部東地区の換地処分について

TX 柏たなか駅を中心とするUR施行の柏北部東地区土地区画整理事業について、平成29年6月30日に事業の区切りとなる換地処分が公告され、それに伴い町名地番も変更されました。

土地区画整理事業による基盤整備は概ね完了しておりますが、まちづくりの検討は引き続き地権者の皆様と一緒に進めて参りますので、今後ともよろしくご協力をお願いします。

お願い

現在柏市では、大室東地区の公共施設整備計画に基づき、順次、上下水道等の公共施設の整備を進めているところです。地区内外でたくさんの整備工事が行われており、ご迷惑おかけしているところですが、今後も、大室東地区の公共施設整備へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、大室東地区内で土地の利活用・開発等をお考えの方がいらっしゃいましたら、公共施設整備計画との整合を図るため、また、安全で快適なまち並みの形成・良好な環境の保全を推進するためにも、**事前に柏市にご相談**くださいますよう、お願いいたします。